

作業員名簿

(令和〇〇年〇〇月〇〇日作成)

事業所の名称・現場ID
京都市〇〇〇〇〇〇工事

所長名
〇〇〇〇〇

技能者 ID は建設キャリアアップシステムに登録済の場合に記入

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

作成又は変更した日

一次会社名・事業者ID

〇〇〇〇建設（株）

元請業者に提出した日

元請
確認欄

確認者名記載

〇〇〇〇〇

提出日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(1次)会社名・事業者ID

〇〇〇〇工業（株）

希望しない場合は記載を要しない。

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇用・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	技能者 ID				雇用保険					
1	〇〇〇〇〇	〇〇工	現・主	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇	有	安全衛生技術教育		1級土木施工管理技士	令和〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇〇〇〇			〇〇歳	〇〇年金					令和△△年△△月△△日
					〇〇〇					
2	〇〇〇〇〇	〇〇工	安	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇	有	安全衛生技術教育			令和〇〇年〇〇月〇〇日
	〇〇〇〇〇			〇〇歳	〇〇年金					令和△△年△△月△△日
					〇〇〇					
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

安全衛生に関する教育の内容

- ・労働安全衛生法
- ・安全管理者等に対する教育（第19条の2）
- ・雇入れ時教育（第59条第1項）
- ・作業内容変更時教育（第59条第2項）
- ・特別教育（第59条第3項）
- ・職長等教育（第60条）
- ・危険又は有害作業従事者教育（第60条の2）
- ・一般的な安全教育
- ・随時の安全教育
- ・安全衛生技術教育（KY、TBMなど）

注意

- ※欄標記について 「現」…現場代理人、「作」…作業主任者、「女」…女性作業員、「未」…18歳未満の作業員、「主」…主任技術者、「職」…職長、「安」…安全衛生責任者、「能」…能力向上教育、「再」…危険有害業務・再発防止教育、「習」…外国人技能実習生、「就」…外国人建設就労者、「1特」…1号特定技能外国人
- 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
- 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。
- 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。
- 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入れ時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
- 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。